

第13回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月13日(月) 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(13人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆
	8番	梶谷重幸
	10番	濱田孝
最適化推進委員	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主幹	渡邊龍太
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第57号 農用地利用集積計画(案)について

議案第58号 農用地利用配分計画(案)について

報告第33号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第34号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第35号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和3年第13回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日は全員出席という事ですので定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、4番橋本委員、5番古徳委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

令和3年11月22日(月)常設審議委員会(会長)

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の1～2ページです。

(番号1)

譲渡人が境港市芝町のAさんで、譲受人が境港市湊町のBさんです。
申請地を売買により所有権移転するという申請内容です。土地の所在は、境港市芝町、畑、683㎡、境港市芝町、畑、692㎡、の2筆で調整区域内にあります。地図は2ページです。

(番号2)

番号2も合わせて説明させていただきます。
譲渡人が境港市芝町のCさんの相続財産で、譲受人が境港市湊町のBさんです。
申請地を売買により所有権移転するという申請内容です。土地の所在は、境港市芝町、畑、1,582㎡で調整区域内にあります。地図は2ページです。
次に、番号1と番号2の農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。
まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持するとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。
第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定につ

いては、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、34,397㎡で下限面積要件の20アールを満たすこととなります。

第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、永井委員、足立恵子委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

永井委員 場所は、はまる一歩バスのバス停、芝町の南口のすぐ近くになります。番号1についてですが、現地はネットが張ってある手前のハウス、こちらの方は写真を見てもらうとわかりますが手前がトマト、真ん中がえんどうまめが植えてあり、奥は使われてない状態です。今回譲り受けられるBさんなんですけど、施設ごと利用される予定で、ネギの育苗ハウスという事も聞いております。他の野菜の栽培という事もあり、複合経営としては理想的な形だとは思いますが、皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明をお願いします。

事務局 議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の3～4ページです。

(番号1)

譲渡人が境港市渡町のDさんで、譲受人が境港市小篠津町のEさんです。

土地の所在は、4ページにあります渡町、畑、330㎡です。

申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、一般個人住宅を建設したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第3種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺には耕作中の農地は無く、被害発生の恐れはないと考えられます。

現地調査は、永井委員、足立恵子委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

永井委員 現地は元駐在所の西側で時期的にセイタカアワダチソウ、いちじくの木、びわの木が生えてました。境界もきちんと区切っており、周りも民家が多く、全く問題がないと思われます。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第56号は「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第57号「農用地利用集積計画(案)について」、議案第58号「農用地利用配分計画(案)について」の説明をお願いします。

事務局 ここで、次の議案の利害関係者として足立会長、阿部さん、河岡さん、梶谷さん、築谷さんが会議室から退出され、足立恵子委員が代理に選ばれます。足立恵子委員は会長の席に移動して議事の進行をお願いします。

足立

恵子代理 次の議案について説明をお願いします。

事務局 議案第57号「農用地利用集積計画（案）について」を説明させていただきます。議案の5ページから14ページです。

6ページが総括表です。使用貸借が3件で残りは賃借権設定であり、田9筆、7, 194㎡、畑206筆、195, 381.4㎡です。

7～13ページが利用権設定の各筆明細です。7～12ページが機構契約で、14ページは相対契約になります。

大部分が令和3年12月末で農業公社との契約が満了するものの担い手育成機構への移行でございます。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。以上です。つづきまして、議案第58号「農用地利用配分計画（案）について」を説明させていただきます。議案の15ページから28ページです。

これは農地中間管理事業により借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために作成する計画ですが、市町村が農地中間管理機構である鳥取県農業農村担い手育成機構から依頼を受けて農用地利用配分計画の案を作成することになっており、この案を作成するにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に「必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とあることから、境港市長から意見を求められたものになります。

今回は、先ほどの利用集積計画で機構に集積された農地と、すでに担い手育成機構が中間保有している農地を新規就農者へ配分するという配分計画案になっています。

なお、農用地利用配分計画は、担い手育成機構から県に提出され、県知事の告示により決定されることになります。以上です。

足立

恵子代理 議案の説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらよろしく申し上げます。それでは採決を取ります。集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

足立

恵子代理 原案どおり決定いたしました。つづいて配分計画の採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

足立

恵子代理 原案どおり決定いたしました。

事務局 ここで、退出されたみなさんが戻ってこられますので、足立恵子委員はご自身の席にお戻りください。

(事務局から次の事項について報告)

報告第33号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第34号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第35号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○常設審議委員会（会長） 令和3年12月22日（水）

○第1回境港市農業委員会農政専門部会

◆午後1時～ 令和4年1月11日（火）

○令和4年第1回境港市農業委員会総会

◆午後1時30分～ 令和4年1月11日（火）

○農業委員会特別研修会のDVD上映 令和4年1月11日（火）

・農業委員会情報 市報12月号「農用地区域とは」

1月号「農地の相続について」予定

議長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございますか。

議長 それでは以上をもちまして令和3年第13回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和3年12月13日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
